



【4つの支援策それぞれの要点】



それぞれのQRコードからHPへアクセス可能です

1 住宅ローン減税の控除期間が13年間

対象者 消費税率10%が適用される住宅の取得・リフォーム等に係る契約を一定の期間内に締結し、令和4年12月末までに入居した方

詳細は

[検索](#)



お問い合わせ先 国土交通省住宅局住宅企画官付 ☎03-5253-8111(代表)

2 すまい給付金は最大50万円

対象者 消費税率10%が適用される住宅を取得し、令和3年12月末まで(一定の期間内に契約を締結した方は令和4年12月末まで)に入居した方

詳細は

[検索](#)



お問い合わせ先 すまい給付金事務局



0570-064-186 (ナビダイヤルは通話料もかかります)

受付: 9時~17時/土・日・祝含む/PHSや一部のIP電話からは045-330-1904

3 贈与税非課税枠は最大1,500万円

対象者 住宅の取得・リフォームに係る契約を令和3年12月末までに締結し、令和3年12月末までに贈与を受けた方

詳細は

[検索](#)



お問い合わせ先 国土交通省住宅局住宅企画官付 ☎03-5253-8111(代表)

4 新築最大40万円相当・リフォーム最大30万円相当 グリーン住宅ポイントを創設

対象者 一定の住宅の新築(持家・賃貸)・リフォーム、既存住宅の購入に係る契約を令和2年12月15日から令和3年10月末までに締結した方

詳細は

[検索](#)



お問い合わせ先 グリーン住宅ポイント事務局



0570-550-744 (ナビダイヤルは通話料もかかります)

受付: 9時~17時/土・日・祝含む/PHSや一部のIP電話からは042-303-1414

詳しくはHPまたはお問い合わせ先へ